

## 平成27年第1回臨時会議録目次

平成27年7月3日（金曜日）

○ 議事日程第1号	2
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 欠席議員	2
○ 説明のため出席した者	3
○ 職務のため出席した事務局職員	3
○ 開 会	4
○ 日程第1 議席の指定	4
○ 日程第2 会議録署名議員の指名	4
○ 日程第3 会期の決定	4
○ 日程第4 副議長の選挙	4
○ 日程第5 常任委員会委員の選任	5
○ 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について～日程第9 議案第14号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について	6
○ 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について	6
○ 日程第7 議案第12号 財産の取得について	9
○ 日程第8 議案第13号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更について	10
○ 日程第9 議案第14号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について	10
○ 閉 会	10

平成27年第1回十和田地域広域事務組合議会臨時会議決結果表

開会 平成27年 7月 3日  
閉会 平成27年 7月 3日

議案番号	件名	議決月日	議決結果
	副議長の選挙	7月3日	当選
報告第1号 専決第1号	専決処分の報告について 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	承認
議案第12号	財産の取得について	〃	原案可決
議案第13号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	〃	〃
議案第14号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃	〃

## 議事日程第1号

平成27年7月3日（金）午後2時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 常任委員会委員の選任
- 第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 第7 議案第12号 財産の取得について
- 第8 議案第13号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第9 議案第14号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（14名）

- |     |     |      |
|-----|-----|------|
| 1番  | 山端  | 博君   |
| 2番  | 江渡  | 信貴君  |
| 3番  | 高坂  | 茂君   |
| 4番  | 母良田 | 昭君   |
| 5番  | 澤上  | 訓君   |
| 6番  | 木村  | 忠一君  |
| 8番  | 赤石  | 継美君  |
| 9番  | 山本  | 実君   |
| 10番 | 苔米地 | 繁雄君  |
| 11番 | 古田  | 陸夫君  |
| 12番 | 細川  | 真理子君 |
| 13番 | 畑山  | 親弘君  |
| 14番 | 戸来  | 伝君   |
| 15番 | 小川  | 洋平君  |

---

## 欠席議員（1名）

- |    |    |     |
|----|----|-----|
| 7番 | 小村 | 初彦君 |
|----|----|-----|

## 説明のため出席した者

管 理 者	小山田	久	君
副 管 理 者	吉 田	豊	君
副 管 理 者	三 村	正太郎	君
副 管 理 者	西 村	雅 博	君
事 務 局 長	東大野	達 也	君
消 防 長	中 居	雅 俊	君
次 長	竹ヶ原	英 夫	君
警 防 課 長	高 森	仁 史	君
予 防 課 長	高 野	明 広	君
通 信 指 令 課 長	古 舘	正 樹	君
十和田消防署長	樋 口	信 登	君
六 戸 消 防 署 長	米 田	悟	君
十和田湖消防署長	森	一 仁	君
会 計 管 理 者	澤 頭	正 人	君
監 査 委 員	高 野	洋 三	君
監査委員事務局長	和 田	正 人	君
教育委員会委員長	小野寺	功	君
教 育 長	米 田	省 三	君
教 育 部 長	田 上	守 男	君
教 育 総 務 課 長	中 山	信 義	君
学校給食センター所長	福 沢	健 悦	君
業 務 課 長	小山田	亮 二	君
総 務 課 長	柴 宮	一 成	君

---

## 職務のため出席した事務局職員

課 長 補 佐	八 戸	郁 子
係 長	小笠原	誓 子
主 査	東	浩 治

---

## 開 会

午後 2 時 0 7 分 開会

○議長（小川洋平君） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成 2 7 年 6 月 2 6 日告示招集されました平成 2 7 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

---

### 日程第 1 議席の指定

○議長（小川洋平君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長においてそれぞれ、高坂茂君を 3 番に、母良田昭君を 4 番に、澤上訓君を 5 番に、木村忠一君を 6 番に、山本実君を 9 番に、苫米地繁雄君を 1 0 番に指定いたします。

---

### 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（小川洋平君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、9 番山本実君、1 0 番苫米地繁雄君を指名いたします。

---

### 日程第 3 会期の決定

○議長（小川洋平君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

### 日程第 4 副議長の選挙

○議長（小川洋平君） 日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に9番山本実君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山本実君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました山本実君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された山本実君が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をします。

副議長に当選されました山本実君の発言を許します。

9番山本実君。

○9番(山本実君) ご紹介をいただきました山本でございます。大変恐縮いたしております。議長をしっかりとサポートいたしまして、スムーズな議会運営がされるよう努力いたしますので、どうぞ今後ともよろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第5 常任委員会委員の選任

○議長(小川洋平君) 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、総務文教常任委員に9番山本実君、10番苫米地繁雄君、以上2名を、民生常任委員に3番高坂茂君、4番母良田昭君、5番、澤上訓君、6番、木村忠一君、以上4名をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任された各常任委員会委員は、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、総務文教常任委員会委員長を、民生常任委員会は副委員長を互選して、その結果を議長に報告願います。

暫時休憩いたします。

午後2時12分 休憩

---

午後2時23分 再開

○議長(小川洋平君) 休憩を解いて会議を開きます。

ただいま各常任委員会より委員長及び副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせをいたします。

その前に、委員の異動をここで発表したいと思います。9番山本実君を民生常任委員に、そして4番母良田昭君を総務文教常任委員に変更いたします。

続きまして、総務文教常任委員長に10番苜米地繁雄君、民生常任委員会副委員長に3番高坂茂君でございます。

以上でございます。

---

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について～日程第9 議案  
第14号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数  
の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について

○議長（小川洋平君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてから日程第9、議案第14号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの報告1件、議案3件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（小山田 久君） 平成27年第1回臨時会の開催に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号の十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分は、行政職給料表との均衡を図るため消防職給料表の見直しを行い、消防職員のうち消防長の職務の級を切りかえる必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

議案第12号の財産の取得については、十和田湖消防署湖畔出張所に配備する高規格救急自動車を購入するためのものであります。

議案第13号の青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、構成団体である三戸地区塵芥処理事務組合が平成27年8月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び同組合規約の変更について協議するためのものであります。

議案第14号の青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については、構成団体である三戸地区塵芥処理事務組合が平成27年8月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び同組合規約の変更について協議するためのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

---

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（小川洋平君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番。

○13番（畑山親弘君） ただいま管理者のほうから専決処分の提案がございましたけれども、その処分理由として、行政職給料表と消防職との均衡を図るために見直しを行ったと、こうありましたけれども、具体的にはどういう中身でしょうか。

○議長（小川洋平君） 事務局長。

○事務局長（東大野達也君） 畑山議員のご質問にお答えいたします。

消防長の給料につきましては、同じ十和田市の部長級の給料と比較いたしましたところ、消防長の給料のほうが高い状況になっていることがわかりました。このことから、均衡を図るため、消防長の給料については同じ7級までとするものでございますので、消防職給料表はこれまで8級でございましたが、それを7級に変更するというものでございます。

以上です。

○議長（小川洋平君） 13番。

○13番（畑山親弘君） 私の理解ですと、従来、公安職は行政職の給料表より高いという認識を持っておりました。今の説明ですと、8号給をなくして行政職に合わせるのだと、こういうことなのですかけれども、どのように違いがあるのでしょうか。私は、公安職は高くしてしかるべきではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋平君） 事務局長。

○事務局長（東大野達也君） 今のどういう違いがあったのかということについて、先にご説明をさせていただきます。

ことし3月までの消防長と市の行政職の部長級、十和田市の部長級の給料を比較いたしましたところ、平均で約1万8,000円ほど消防長のほうが高いという状況でございます。また、消防職員の給料につきましては、それぞれの消防本部におきまして取り扱いが異なっております。ちなみに、青森県内でも、全ての職員について行政職給料表を使っているところもあれば、十和田と同じように行政職も公安職も最高の級が同じというところもあるということで、現在それぞれの消防本部で取り扱いが異なっている状況もありますので、今回は部長級と同じ水準に持つていくために、8級を7級に変更したというところでございます。

○議長（小川洋平君） 13番。

○13番（畑山親弘君） 1万8,000円ほど差があると。行政職の給料表と公安職の給料表、いわゆる消防職の給料表を比較しますと、各1号、2号、3号、4号、それぞれが全部行政職よりは金額が高いのです。ですから、私は公安職は高くしてしかるべきだなと。今回は均衡を図るということで、行政職の給料額と同等の金額にしたということなのでしょう。そのように理解してよろしいですね。でも、今後の課題になるのでしょうかけれども、今回はそのようにしたということなのですかけれども、公安職はそれなりの仕事をしていますので、私は高くしてしかるべきでないかなと思います。これは、市町村のそれぞれの事務組合の判断ということですが、ここはお考えいただければなと思います。



ます。前段のほうについてはお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小川洋平君） 13番議員、今質問ですか、要望ですか。

○13番（畑山親弘君） 前段のことについては質問します。

○議長（小川洋平君） 前段の部分の質問の答弁をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（小川洋平君） 休憩を解いて会議を開きます。

事務局長。

○事務局長（東大野達也君） まず1つは、今回は消防長の給与についてだけ変更すると、ほかの職務については変更しないということでございます。消防長については、十和田市の部長級と同じように、現場の対応というよりもほとんど事務的な対応のほうが主となってございますので、まずそれが1点。

それから、確かに今議員がおっしゃいましたとおり、公安職給料表のほうは採用の時点では給料が若干高い、行政職より高いということになっておりますが、消防職員の場合には階級が上がらないと給料は上がらないというシステムになってございます。なので、給料表をごらんになっても、比較するとわかりますが、1級、2級、3級それぞれに号が余計にできているという状況にございますので、給料表の成り立ちも違うということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小川洋平君） 14番。

○14番（戸来 伝君） 東大野局長が答弁していますが、提案した管理者から、あるいは副管理者から聞きますけれども、東大野局長の場合はどういう扱いになるのでしょうか。

○議長（小川洋平君） 副管理者。

○副管理者（西村雅博君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど局長がお話ししたのは、現場に出ない職員につきましては行政職の給料表を使うと。あくまで現場に出る職員は公安職の給料表を使うということでございます。今の事務局長は行政職給料表を使ってございます。

以上です。

○議長（小川洋平君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 議案第12号 財産の取得について

○議長(小川洋平君) 日程第7、議案第12号 財産の所得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番。

○13番(畑山親弘君) 今回十和田湖の休屋のほうに新しく救急車を整備するという  
ことであります。これまでの救急車は、何年ぐらい利用したのか、それについて1つ。

2つ目には、これまでの救急車、十和田湖休屋に配置されている救急車の年間の出動  
件数、そして救急車で搬送されるとすれば十和田のほうなのか、秋田県側のほうに搬送  
されるのか、その数の比率などわかりましたら教えてください。

○議長(小川洋平君) 消防長。

○消防長(中居雅俊君) 救急車にかかわるご質問にお答えいたします。

まず、年数でございますが、15年経過した救急車の更新でございます。

それから、出動件数でございますが、過去5年間の湖畔出張所の出動件数についてご  
報告いたします。22年は55件、23年は54件、24年は61件、25年は55件、  
26年は48件となっております。

それと、搬送先の件でございますが、25年の分につきましては青森県のほうが43件、  
秋田県側の病院に搬送したのが9件というふうな形になってございます。それから、2  
6年の部分につきましては、青森県の病院のほうに搬送したのが28件、秋田県側は5  
件というふうな状況でございます。

以上です。

○議長(小川洋平君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第 8 議案第 1 3 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方  
公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（小川洋平君） 日程第 8、議案第 1 3 号 青森県市町村総合事務組合を組織する  
地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題としま  
す。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 1 4 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する  
地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更  
について

○議長（小川洋平君） 日程第 9、議案第 1 4 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織  
する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議  
題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 4 号は原案のとおり可決されました。

---

閉 会

○議長（小川洋平君） 以上をもちまして本議会に付議されました案件の審議は全て終了

いたしました。

よって、平成27年第1回十和田地域広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

午後2時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 小川洋平

同 議員 山本実

同 議員 苔米地繁雄